

務第 954 号  
平成 28 年 12 月 26 日

各所属長 殿

岐阜県警察本部長

岐阜県警察職員の再就職に関する要綱の制定について（通達）

岐阜県警察職員の再就職については、「岐阜県警察職員の再就職に関する要綱」（平成 24 年 2 月 28 日付け務第 145 号。以下「旧要綱」という。）により運用しているところであるが、岐阜県職員の退職管理に関する条例（平成 28 年岐阜県条例第 5 号）及び岐阜県職員の退職管理に関する規則（平成 28 年岐阜県人事委員会規則第 8 号）の制定に伴い、新たに別添「岐阜県警察職員の再就職に関する要綱」を制定し、平成 29 年 1 月 1 日から施行するので誤りのないようになされたい。

なお、旧要綱は平成 28 年 12 月 31 日をもって廃止する。

## 別添

### 岐阜県警察職員の再就職に関する要綱

#### 第1 目的

この要綱は、岐阜県警察職員（警察官及び一般職員をいう。以下単に「職員」という。）の再就職に関し、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）、岐阜県職員の退職管理に関する条例（平成28年岐阜県条例第5号。以下「条例」という。）及び岐阜県職員の退職管理に関する規則（平成28年岐阜県人事委員会規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

#### 第2 定義

この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 職員とは、岐阜県警察に勤務する職員（警察法（昭和29年法律第162号）第56条第2項に規定する地方警察職員及び同法第56条の2第1項に規定する特定地方警務官をいう。）であって、次に掲げる職員以外の職員をいう。
  - ア 臨時的に任用された職員
  - イ 条件付採用期間中の職員
  - ウ 非常勤職員（再任用短時間職員を除く。）
- (2) 所属長等とは、岐阜県警察処務規程（平成14年岐阜県警察訓令第3号）第2条第4号に規定する部課長及び第5号に規定する所属長をいい、退職年度に所属長等であった者を含む。
- (3) 管理職員とは、規則第14条の規定に基づき、次に掲げる職員をいう。
  - ア 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和32年岐阜県条例第29号。以下「給与条例」という。）別表第1行政職給料表の職務の級6級以上の職員
  - イ 給与条例別表第2公安職給料表の職務の級7級以上の職員
- (4) 企業等とは、営利企業、営利企業以外の法人、岐阜県警察以外の公的機関その他の団体及び事業を営む個人をいう。
- (5) 営利企業等とは、営利企業及び営利企業以外の法人（国、国際機関、地方公共団体、行政執行法人及び特定地方独立行政法人を除く。）その他の団体をいう。

#### 第3 再就職の制限

職員は、職務に支障を及ぼすおそれがあると認められる者に自己又は他の職員の再就職を求めてはならない。

#### 第4 退職調査

警務部警務課長（以下「警務課長」という。）は、職員の退職管理に資するため、年度ごとに、当該年度に離職を予定している職員から退職調査票（別記様式第1号）を提出させるものとする。

#### 第5 企業等への要請

- 1 警務課長は、職員の採用を予定する企業等に対し企業連絡票（別記様式第2号）の提出を求め、所属長であった職員の再就職状況を公表することについての同意の有無を確認するものとする。
- 2 警務課長は、1の規定により企業連絡票の提出のあった企業等に対し、必要に応じて職員に関する情報を提供するものとする。

#### 第6 再就職の報告・届出

- 1 職員は、企業等に再就職する場合は、再就職状況報告書（別記様式第3号）により、あらかじめ、警務課長に報告するものとする。
- 2 職員は、離職後2年以内に就職活動を行い再就職する場合は、再就職状況届出書（別記様式第4号）により、速やかに、警務課長に届け出るものとする。
- 3 管理職員は、条例第3条第1項の規定に基づき、営利企業等に再就職する場合は、離職後5年間、管理又は監督の地位にあった者が再就職した場合の届出（「岐阜県職員の退職管理に関する規則の運用について」（平成28年3月29日付け人委第239号）別添様式第3号）により、警察本部長（以下「本部長」という。）（職員が特定地方警務官であった者である場合にあつては、岐阜県公安委員会）に届け出るものとする。

なお、届出が必要な期間内に営利企業等に再就職先を変更した場合も同様とする。

#### 第7 不当な働き掛けの禁止

離職後に営利企業等に再就職した者は、法第38条の2第1項、第4項及び第5項並びに条例第2条の規定に基づき、職員に対し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

#### 第8 不当な働き掛けを受けた場合の報告

- 1 職員は、離職後に営利企業等に再就職した者から、第7に規定する不当な働き掛けを受けたと認めるときは、速やかに、所属長等に報告するものとする。
- 2 1の報告を受けた所属長等は、その事実を調査した上、不当要求等報告書（別記様式第5号）により、速やかに、本部長に報告するものとする。

#### 第9 再就職状況の公表

- 1 本部長は、毎年4月に、前年度に離職した職員（所属長等に限る。以下「公表職員」という。）の再就職の状況を公安委員会・警察本部長情報公開窓口において公表するものとする。ただし、企業等又は公表職員から再就職状況の公表について同意が得られない場合は、この限りでない。
- 2 1により公表する内容は、再就職した公表職員の氏名、離職時の職名及び離職日並びに再就職先の名称、役職名及び再就職日とする。

#### 第10 再就職状況の管理

本部長は、職員の再就職状況について退職調査票、企業連絡票、再就職状況報告書、再就職状況届出書及び管理又は監督の地位にあった者が再就職した場合の届出によって管理するものとする。

#### 第11 職員への周知徹底等

- 1 所属長等は、本要綱の内容を所属の職員に周知徹底し、警察行政の公正性を確保するものとする。
- 2 警務課長は、所属長等その他の職員、離職した職員及び企業等に対し、この要綱の適切な運用のために必要な措置を講ずるよう求めることができる。

附 則（平成28年12月26日付け務第954号）

この要綱は、平成29年1月1日から施行する。

附 則（令和3年6月11日付け務第556号）

この要綱は、令和3年6月11日から施行する。

※別記様式省略